

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する」というパーパスのもと、デジタルシフトによる産業変革(= Industrial Transformation (IX))を起こし、成長志向企業の発展に直結する「独自の仕組み」を提供することで、新しい価値創造に挑戦し、持続的な社会の実現を目指しております。

このような中、当社は、2020年に商号変更、2021年12月期から2023年12月期を「DSイノベーション2023」と題し、ポートフォリオ再整理を行い事業の変革に挑戦しながら、特に、祖業である広告事業における新しい価値創造のために、「グループアセット集約による顧客への提供付加価値の進化」及び「広告産業変革(= Advertising Transformation (AX))の成長加速」に重点的に取り組み、売上の向上、収益性の改善、組織基盤の強化を確立し、IX実現に向け、既存事業の持続的な成長に加え、中長期的な収益の拡大を進めております。

そのためにも、コーポレートガバナンスの充実は不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を次のとおりとしております。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (3) 取締役による業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- (4) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、適切な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1 中期経営計画】

当社が展開する事業は、環境の変化が激しい業界であるため、中期経営計画に固執することはかえって環境変化への対応を遅らせ、機動的な経営判断が実施できないリスクが高いと判断しています。そのため、当社では、毎年、次の3ヶ年に係るシミュレーションを予算編成と合わせて審議しており、本シミュレーションに基づいた当期業績予想を決算短信発表時に開示していますが、中期経営計画という形では公表・開示していません。本シミュレーションに基づいた業績予想の達成状況につきましては、取締役会において原因や課題について分析し、決算説明会等の株主との対話の場において、説明を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的の投資株式、対象先との事業戦略上のシナジーの享受など対象先及び当社グループの企業価値の向上に資することを目的に保有する株式を政策保有株式(ただし、情報収集等を目的として1単元のみ保有にとどまる株式は除く)と定義しております。

政策保有株式を保有する場合は、取締役会で、上記保有方針に基づき、資本コストに見合うリターンが得られているかなど定量的な観点での議論・検証を定期的に行っております。そうした議論・検証の結果、保有の意義が認められない株式については、相手先企業との十分な対話を経た上で、適宜売却を検討してまいります。

政策保有株式の議決権行使に際しては、議案ごとに以下の点を確認の上、総合的に判断しております。

- (1) 対象先の中長期的な企業価値を高め、持続的な成長に資すること
- (2) 当社グループの中長期的な経済的利益の増大に資すること

また、以下の議案については、特に慎重な検討を行っております。

- (1) 一定期間赤字が継続した場合の取締役選任議案
- (2) 企業価値を棄損する可能性のある資本政策(過剰/過少な株主還元、新株の有利発行等)
- (3) 合併、買収、営業の譲渡・譲受け等の組織再編
- (4) 買収防衛策の導入

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役会の決議につき特別の利害関係を有する取締役は議決権を行使できない旨を取締役会規則において定めています。また、当社は、取締役が競業取引及び利益相反に該当する取引を実施する場合、取締役会の承認決議を得ること、また、取引後遅滞なく取締役会に報告することをグループ統一職務権限規程及び取締役会規則に定めております。

さらに、重要な関連当事者取引については、有価証券報告書の個別注記表等において開示しております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

< 人的資本・多様性に対する取組 >

当社グループは、企業価値創造の源泉が人材であると確信しています。人への投資を積極的に行うことが、当社グループのサービスの付加価値

値向上につながり、ひいてはパーパスの実現及び企業価値の向上につながるものと考えております。事業成長のエンジンの1つとして人的資本を位置づけ、多様な価値観と個の尊重に満ちた組織の実現に向けて、有効的な取り組みを策定し、従業員一人ひとりが挑戦しベストを尽くせるような機会や環境、風土の変革を進めています。

<人材育成方針>

すべての従業員が自律的に成長し続け、不確実性の高いビジネス環境下でも活躍できるよう、様々な人材育成プログラムを展開しています。それらを通して、女性、様々な経験を持つキャリア採用者など、従業員一人ひとりが最大限能力を発揮し、多様なキャリア形成や自立できる機会を提供できるように努めています。具体的には、次世代を担う経営者や事業変革人材の育成を目的とした人材育成プログラム「GE(グループエグゼクティブ)制度」や女性リーダーの育成・登用をテーマにした取り組みやキャリア支援を実施しています。

<社内環境整備方針>

従業員一人ひとりがチャレンジ精神を持ち、最大限のパフォーマンスを発揮できるように、中長期的に安心・安全を感じながら働き続けることができる社内環境を整備しています。具体的には、場所や時間に縛られない柔軟な働き方、多様な人材が活躍できるようなダイバーシティ推進、生活と仕事の両立を支援する施策に力を入れ、これらの取り組みを通して、従業員の健康及び安全の確保、働く環境の維持改善に努めています。具体的には、働く「場所」と「時間」にとらわれないハイブリッドワーク環境を提供し、その時々状況に応じ、高いパフォーマンスを発揮する働き方を選択することで、個人の成長と会社や組織の成長、双方の成長ドライバーとなる取り組みを目指しています。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

当社グループは、採用・評価について、年齢、国籍や性別等を考慮することなく行っております。現在、従業員の男女の比率は、男性比率54.3%、女性比率45.7%です。また、女性管理職比率は14.97%であり、まずは女性管理職比率30%を目指すため、次世代の女性リーダー育成を目指す独自プログラムを導入し進めております。今後もグループ全体で多様な人材の視点や価値観を活かし、当社の持続的な成長につなげてまいります。

人材の多様性や育成方針、各取り組みについては、当社ホームページに掲載しております。

<https://digital-holdings.co.jp/sustainability>

<https://digital-holdings.co.jp/company/diversity>

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成を目的として、確定拠出年金制度を導入しております。また、資産形成に関する教育内容の充実を進めており、資産運用を始めるにあたっての基本的知識や、運用に関する注意事項等の周知を目的とするセミナーを定期的実施しております。

【原則3-1情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループを取り巻く経営環境は、近年の資源価格の高騰等に伴う物価上昇の日本経済への影響や、中長期的な少子高齢化に伴う人口減少による国内市場への影響等が懸念される一方で、生成AI等の飛躍的な技術革新により、大量のデータとデジタル技術を活用した、従来の製品やサービス・ビジネスモデルを変革するデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現を目指す動きがより一層活発化しております。また、内閣府が提唱する、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会:「Society5.0」の実現が進んでいくと考えており、当社グループが提供していくデジタルシフト関連のプロダクト及びサービスに対する需要は更に高まると予想しております。

当社グループは、「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する」というパーパスのもと、デジタルシフトによる産業変革(IX)を起こし、成長志向企業の発展に直結する「独自の仕組み」を提供することで、新しい価値創造に挑戦し、持続的な社会の実現を目指しております。このような中、当社は、2020年に商号変更、2021年12月期から2023年12月期を「DSイノベーション2023」と題し、ポートフォリオ再整理を行い事業の変革に挑戦しながら、特に、祖業である広告事業における新しい価値創造のために、「グループアセット集約による顧客への提供付加価値の進化」及び「広告産業変革(= Advertising Transformation(AX))の成長加速」に重点的に取り組み、売上の向上、収益性の改善、組織基盤の強化を確立し、IX実現に向け、既存事業の持続的な成長に加え、中長期的な収益の拡大を進めております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続について

取締役候補の指名を行うにあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及びジェンダーや国際性等多様性を考慮の上、適任と考えられる候補者を選出する方針としており、その方針をもとに、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の選任案を株主総会に付議しております。また、取締役の解任につきましても、

業務の遂行状況、

不祥事(法令、規程違反等)

により当社に重大な損失、業務上の支障を生じさせた、又は生じさせる可能性がないか、等を考慮の上、任意の指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決議し、取締役の解任案を株主総会に付議することとなっております。

取締役監査等委員につきましては、取締役監査等委員候補者の選定基準をもとに、監査等委員会にて審議した上で候補者の選定を行っております。

その他執行役員等経営幹部の選解任につきましては、人格、事業や経営管理に関する実績・経験、業務遂行状況等を総合的に考慮して協議し、指名・報酬委員会での審議・答申を経て取締役会で決議しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

株主総会招集通知における株主総会参考書類に、取締役・取締役監査等委員候補の指名理由を開示しております。また、取締役・取締役監査等委員の解任提案を行う場合及び経営陣幹部の選解任を行う場合には、その理由についてホームページ等にて開示してまいります。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

デジタルホールディングスグループは、2021年5月に、持続的な社会の発展とそこに寄与するグループの企業価値向上を目的に「ESGステアリングコミティ」(現 サステナビリティ委員会)を発足しました。パーパスである「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する。」を軸に「マテリアリティ項目(重要課題)」を特定し、改めて「デジタルによる産業変革」を当グループにおける最重要事項として定め、課題解決に向け

た取り組みを推進しております。その中で、サステナビリティプロジェクトの総称を「DIGITABLE(でじたぶる)」と名付け、事業会社・コーポレート機能などが連携し、グループを横断したチームを組成しています。
私たちの強みである「デジタル」を通じたアプローチで社会課題を解決し、全ての企業や人々が心豊かに暮らせる持続可能な社会の実現に真摯に向き合っています。

< グループマテリアリティ(4つのテーマ) >

1) デジタルによる産業変革

私たちの創業からの変わらぬ想い、それは成長志向企業の売上・利益に直結する独自の仕組みを提供すること。
これまで、デジタルの力を通じ、様々な企業のデジタルマーケティング支援を行い、イノベーションを創出してきました。
そして、2021年4月に「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する。」というパーパスを掲げ、新たなイノベーション創出に挑戦しております。社会課題がますます多様化・複雑化する中、これまで以上にデジタルの力を活用し、仕組みや産業のルールを変えることで、各産業に従事する「本来価値ある働き手」の価値を再定義するとともに、サステナブルな地球環境や社会、そして事業の実現に向け、様々な産業の変革に取り組んでおります。

2) デジタル人材の育成と多様な働き方ができる環境の提供

私たちは、企業価値創造の源泉が人材であると確信し、多様な価値観と個の尊重に満ちた組織を目指し、積極的な人材育成と採用への投資を実施しています。「社員の成長」と「会社の成長」をつなぎ合わせ、社員の主体的なスキルとマインド、双方の成長を支援するべく、多様な機会と環境を提供していきます。

3) 強固な経営基盤の確立

私たちは、さまざまなステークホルダーとの協働・共創・調和を通じて、透明性の高い事業活動を心掛け、公正かつ誠実な行動・意思決定を迅速に行ってまいります。そして、このような、ステークホルダーと共存した事業活動を継続することが、結果として、持続的なグループの企業価値向上につながると思っています。

また近年、自然災害やパンデミック等の影響により、私たちの事業を取り巻く環境は大きく変化し、これまで以上にコーポレート・ガバナンスの強化や包括的なリスクマネジメントが重要と考えています。そのため、内部統制システムの整備とその適正な運用に継続して取り組むとともに、サステナビリティリスクを積極的に捉える体制を強化し、企業としての責任ある事業活動を実施してまいります。

4) デジタルの力で地球環境に貢献

地球温暖化が進み、異常気象が多発するなど、私たちの生活を取り巻く社会は多様な環境課題を抱えており、状況も刻一刻と変化しています。私たちは、地球環境問題を重要な課題であると考え、このかけがえのない地球環境を保ち続けるためにも、グループとして、環境問題と真摯に向き合い、地球に負荷を与えない企業活動を継続、およびデジタルの力を通じた環境課題の解決に寄与する事業活動を通じて、事業が成長すればするほど、地球環境問題が解決される企業であり続ける挑戦をしてまいります。

サステナビリティ活動に関する情報開示 <https://digital-holdings.co.jp/sustainability>

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役に付議すべき事項を定款、「取締役会規則」「グループ統一職務権限規程」に規定しており、その概要は法令及び定款に定められた事項の他、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等の経営上の重要な事項からなっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4-10 指名・報酬委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等】

当社では7名の独立社外取締役を選任しており、コーポレート・ガバナンスの強化および経営の透明性・公正性の向上を目的として、取締役の選任、報酬に関する事項について、その妥当性等の審議を行う任意の諮問委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。委員会の構成については、独立性を確保し、客観的かつ公正な議論を行うため、過半数を独立社外取締役とすることを基本方針としております。指名・報酬委員会は取締役および執行役員の選任・解任に関する審議、報酬制度および個別報酬額の決定プロセス、後継者計画の監督等を行い、取締役会に対して提言を行っております。また、委員長を独立社外取締役とすることで、外部の視点を積極的に取り入れ、経営の透明性および公正性の向上を図っております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、定款において、取締役(監査等委員である取締役を除く)を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定めており、取締役会が意思決定及び経営の監督機能を適切に発揮するために必要な専門性、経験、多様性等のバランスを確保するという観点から、当社の事業活動についての知見を有している社内取締役と、企業経営やファイナンス、コンプライアンスその他の見識を有している社外取締役に取締役会を構成しております。また、各取締役のスキルを一覧化したスキルマトリックスを作成しております。当該スキルマトリックスは、当社のウェブサイト上の「役員プロフィール」において開示を行っております。

【補充原則4-11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社は、定款において、取締役(監査等委員である取締役を除く)を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内と定めており、取締役会が意思決定及び経営の監督機能を適切に発揮するために必要な専門性、経験、多様性等のバランスを確保するという観点から、当社の事業活動についての知見を有している社内取締役と、企業経営やファイナンス、コンプライアンスその他の見識を有している社外取締役に取締役会を構成しております。また、各取締役のスキルを一覧化したスキルマトリックスを作成しております。当該スキルマトリックスは、当社のウェブサイト上の「役員プロフィール」において開示を行っております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役(監査等委員を含む)の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりです。

・鉢嶺 登
株式会社フィックスターズ 社外取締役

・柳澤 孝旨
株式会社ZOZO 取締役副社長兼CFO
株式会社コロプラ 社外取締役

- ・時岡 真理子
アステリア株式会社 社外取締役
- ・岡部 友紀
プレス工業株式会社 社外取締役監査等委員
- ・山内 一英
株式会社FPG 社外監査役

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性の向上を目的とし、取締役全員による取締役会の実効性評価を実施いたしました。

< 評価方法 >

取締役全員を対象にアンケートを、また社外取締役（監査等委員である取締役を含む）を対象にインタビューを実施しております。アンケート及びインタビュー結果から抽出された課題について、取締役会で評価・分析の上、課題解決のための取組みについて議論をいたしました。

< 評価項目 >

- ・取締役会の役割と責務
- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営状況
- ・取締役会の議論と取組み
- ・取締役への支援
- ・経営陣の選任、サクセッション
- ・内部統制

< 評価結果の概要 >

各取締役による自己評価において、多くの評価項目で「十分できている」又は「概ねできている」との回答が高い割合を占め、特に、社外取締役の活用や自由闊達な議論ができる環境作りについて、高い評価となっております。

具体的には、社外取締役が自身の知識、専門性、経験等を踏まえた発言を積極的に行うことができる環境となっており、健全且つ自由闊達な取締役会が運営できていること、取締役会に上程する議案及び時間配分の見直しにより、昨年と比較して、経営戦略やサクセッション等の取締役会における重要な議案につき、議論すべき時間を多く確保し議論できているとのコメントが多数あり、当社取締役会の実効性は、適切に確保されていることを確認いたしました。

一方で、グループ戦略に関する議論が不足していること、当社グループの事業を踏まえた取締役会構成や女性の社内取締役登用の検討についてより議論を深化するべきであるとのコメントがございました。

< 今後の取組み >

当社取締役会は、本評価結果を踏まえ議論した結果、付議事項の最適化、取締役会の構成及び女性社内取締役登用に関する議論の深化を課題として認識いたしました。当社は、これらの課題の改善を行うことで、取締役会の実効性が向上するよう努めてまいります。

取締役会で議論すべき議案を精査する等の付議事項の最適化を行うことで、グループ戦略等に関する議論を深めるための仕組みを構築する。

取締役会による方針をもとに、指名・報酬委員会において、取締役に選任すべき人材及び女性社内取締役登用について議論をし、また、取締役会に報告及び議論をすることで、今後の当社グループ全体の人的資本経営をより一層強化する。

当社取締役会は、今回の評価結果を踏まえた取組みに限らず、当社グループの「新しい価値創造を通じて産業変革を起こし、社会課題を解決する」というパーパスの実現に向けて、取締役会の実効性の維持・向上に引き続き取り組み、取締役会による経営に対する万全の監督をすること、コーポレート・ガバナンスの充実化を図ってまいります。

【原則4-14 取締役（監査等委員を含む）のトレーニング】

全ての取締役（監査等委員を含む）向けに、コンプライアンス遵守を重視した研修を実施し、その役割及び責務を果たすために必要とされる知識の習得の支援を行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役社長及び財務担当執行役員が株主や投資家との対話を統括しており、株主や投資家との対話を中心的に取り組む部署としてIR担当部署を設置し、株主や投資家との対話を補助しております。

また、決算説明会及び当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくための活動を実施しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」については、2023年11月7日に公表しておりますのでご覧ください。

(<https://www.digital-holdings.co.jp/files/topics/5488.pdf>)

【株主との対話の実施状況等】

(1) 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家からの理解と支援が不可欠であると考えています。株主・投資家に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきます。

(2) IR体制

代表取締役社長の統括のもと、グループファイナンス領域にてIR体制を整備し、株主や投資家からの取材に積極的に応じています。

(3) 対話の方法

機関投資家、アナリスト向けの決算説明会を四半期毎に実施しています。
株主・機関投資家との対話については、株主・機関投資家の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、代表取締役社長、IRを管掌する執行役員及びIR担当者などが面談に臨みます。個人投資家に対しては、ホームページ上に毎四半期毎に、決算説明会動画及び決算説明会の文字お越し記事を掲載し、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく説明しております。また、2021年1月21日、2024年1月15日には株主提案書を受領しました。当該株主提案書に係る株主提案は、否決されましたが、当社と、当該株主提案書を提出した株主は、適宜対話を続けてきております。

(4)社内へのフィードバック
株主・投資家との対話内容は、必要に応じ、取締役会・役員会議体等にフィードバックします。

(5)インサイダー情報および沈黙期間
株主・投資家との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはありません。なお、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鉢嶺 登	4,522,400	25.90
野内 敦	1,285,800	7.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,300,700	7.44
海老根 智仁	911,200	5.21
株式会社マйнаビ	755,800	4.32
UBS AG SINGAPORE(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	707,000	4.04
内藤 征吾	452,000	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	314,200	1.79
平野 秀和	277,400	1.58
デジタルホールディングスグループ従業員持株会	242,765	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1)上記大株主の状況は、2024年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
- (2)自己株式は保有しておりません。
- (3)小数点第3位以下は切り捨てしております。
- (4)当社取締役鉢嶺登の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のHIBC株式会社が保有する株式数4,517,400株(25.87%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
- (5)当社取締役野内敦の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社タイム・アンド・スペースが保有する株式数400,800株(2.29%)を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水谷 智之	他の会社の出身者											
柳澤 孝旨	他の会社の出身者											
荻野 泰弘	他の会社の出身者											
時岡 真理子	他の会社の出身者											
岡部 友紀	公認会計士											
鍵崎 亮一	弁護士											
山内 一英	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷 智之		○	——	水谷智之氏は、(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)にて主に人材ビジネス領域に携わり、同社人事担当取締役執行役員、(株)リクルートキャリア(現(株)リクルート)の初代代表取締役社長を経るなどの企業経営者としての活躍をはじめ、社外では社会起業家育成に携わるなど人材と社会貢献をテーマに幅広く活動し豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
柳澤 孝旨		○	——	柳澤孝旨氏は、成長企業におけるCFO経験をはじめ、経理、財務、IR、法務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
荻野 泰弘		○	——	荻野泰弘氏は、成長企業におけるCFO経験をはじめ、事業開発、M&A等を中心に経営管理全般の豊富な見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
時岡 真理子		○	——	時岡真理子氏は、米国に拠点を置くIT企業の創業者兼CEOであり、SaaS分野での起業経験やグローバル事業経営、ダイバーシティ経営等、豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的な立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
岡部 友紀	○	○	——	岡部友紀氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数の上場会社において監査役の経験を有しており、客観的な立場での議案審議等に必要ない意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
鍵崎 亮一	○	○	——	鍵崎亮一氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、議案審議等に必要ない意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
山内 一英	○	○	——	山内一英氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、複数社において監査役を経験しており、専門的、客観的な観点から議案審議等に必要ない意見・提言等が期待できることから、選任しております。 なお、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会事務局は、職務を補助する使用人を兼務の形で配置しております。なお、監査等委員会業務においては、当該使用人を監査等委員の指揮命令下に置き、他の業務執行取締役の影響を排除しております。当該使用人は、当該業務における議事内容の守秘義務、運営方法について記載された確認書に署名捺印し、事前に監査等委員会宛に提出しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、「監査等委員会規則」に加え、「監査等委員会監査基準」を制定しております。また、監査等委員、財務経理担当部門と外部会計監査人とは緊密に連絡を取りながら、以下の対応を行っております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の三者はそれぞれが策定した年度ごとの監査計画を互いに共有し、定例的かつ必要に応じて随時に会合を持ち、それぞれの立場から取締役の職務執行、会計処理、内部統制の状況を監査しております。
監査の過程で課題を発見した時は、三者で緊密に連携して調査、協議の上必要に応じて代表取締役に対し是正を求めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化する為、取締役の選任及び、報酬制度、報酬額などの妥当性等について審議を行う取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業務執行取締役に対し、中長期の企業価値向上を意識したインセンティブ(業績連動型報酬)制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては、有価証券報告書及び事業報告において、社内・社外取締役別に支給額総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針

当社の報酬項目は、基本報酬及び業績連動報酬で構成されております。

但し、ガバナンス機能を担う非業務執行取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役については、基本報酬のみを支払うこととしております。また、経営計画の実現に向けて優秀な経営陣の確保に資するものであること、中長期的な業績と企業価値向上への貢献意識を高めるものであることを基本方針としております。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の基本報酬は、代表権対価、決議・監督対価、業務執行対価にて構成された月例の固定報酬とし、求められる職責及び外部の報酬データベースサービス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3.業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、短期的な業績目標達成と中長期的な企業価値・株主価値の向上のため、業務執行取締役のみを対象とした短期業績連動報酬と、中長期業績連動報酬(株式報酬等)の2種類で構成することは決定しています。短期業績連動報酬は、当社グループの営業利益を達成する上で主要な指標として各社の営業利益をKPIと定め、KPIの達成率が目標を達成した場合に限り、達成率に応じて算出された額を、当該事業年度における個人評価等を勘案し、賞与として、翌事業年度に、一括して支給します。

中長期業績連動報酬(株式報酬等)は、内容・算定方法等について、今後検討し方針を決定いたします。なお、業績連動報酬において指標とする値については適宜環境の変化に応じ、指名・報酬委員会での答申を踏まえ定期的に検討、見直しを行います。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、外部の報酬データベースサービス等を踏まえ、指名・報酬委員会において答申を行っております。その後、取締役会が指名・報酬委員会での答申された内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で、個々の取締役の報酬等の内容を決定しております。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会において審議し、取締役会に答申の上、取締役会で決議しております。監査等委員の報酬は、監査等委員会の協議により、監査等委員全員の同意を以て決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会に関する資料の事前配布や現状報告を行う等、十分な情報提供を行っております。また、当社の社外取締役7名のうち3名が監査等委員であり、監査等委員及び監査等委員会の運営を補助する使用人(監査等委員会事務局を構成)を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。当社の企業統治の体制は以下のとおりです。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(監査等委員である取締役3名を含む)で構成されております。月1回の定例取締役会以外に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役間の緊密な情報伝達、意思疎通、迅速な意思決定を行うように努めております。なお、監査等委員である取締役は取締役会の監査機能とコーポレート・ガバナンス体制の充実に図っており、その役割を果たしております。

(2) 監査等委員会

当社は、監査等委員である取締役3名(全員独立社外取締役)で構成する監査等委員会を定例で月1回開催しております。なお、監査等委員は取締役会に出席して監査等委員以外の取締役の業務執行に対する監査を実施しております。なお、監査等委員の長である取締役は、その他の社内の重要会議に積極的に出席し、意見等を述べるなど当社及びグループ全体に対してその期待される役割を果たしております。

(3) 内部監査部門

当社の内部監査部門は、代表取締役社長直轄の組織として他部門から完全に独立し、社内及びグループ全体における業務や諸制度が適正に遂行されていることを確認しており、内部けん制の役割を担っております。

(4) 会計監査

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、有限責任あずさ監査法人と締結しております。2023年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりとなります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名: 指定有限責任社員 業務執行社員 中山 博樹、伏木 貞彦
- ・監査業務等に係る補助者の構成: 公認会計士8名、その他11名

(5) 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、取締役の選任、報酬制度及び報酬額をはじめとした妥当性等について審議を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスを重視した透明性の高い経営を推進し、企業価値の最大化を推進するとともに、法令を遵守した公平な事業運営を実現し、企業の社会的責任を果たすため、業務執行と監督の分離や社外取締役等の有識者がチェック等を行うことができる企業統治の体制が必要と考えており、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定と攻めのガバナンス体制の2軸を実現するために、監査等委員会設置会社を選択しております。

また、当社は、事業リスクの発生を未然に防止し、問題の早期発見及び改善を行うため、監査役、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を取って、それぞれの観点から定期的に監査を行う体制を取っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第31回定時株主総会の招集通知は、法定期日の7日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、当社は3月開催であり、比較的集中日とはならない設定としております。 また、株主様が議案について十分に検討いただける期間を確保できるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版招集通知を当社ウェブサイト及び議決権行使プラットフォームにて提供しております。
その他	当社は、電子提供制度の下、株主総会の3週間前の日より、TDnet及び当社ウェブサイト(https://www.digital-holdings.co.jp/ir/stocks_meeting/)にて招集通知を掲載しております。 また、株主総会后に、決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年より四半期終了後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家、証券会社からの要請に応じ、海外機関投資家とのWebミーティングを定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、決算情報、会社説明会資料、その他の開示情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループファイナンス領域においてIR担当者を選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主、取引先等の全てのステークホルダーとの連携が必要不可欠と考えております。事業活動をさらに活性化させるため、当社が定める行動規範を経営陣が当社及びグループ会社の全社員へ向けて、定期的に開催される全社会議等を通じて直接説明をするなど企業風土醸成に努めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	“顧客に、社会に、共に働く人々に、先ず貢献すれば、利益はあとから自然についてくる”この「先議後利」の精神を創業以来の企業理念に掲げ、今に至ります。社員一人一人がCSRの視点を持ち、オプトホールディングの存在意義である“自立人財の集合体と共に、デジタル産業革命を創造、牽引、支援し、「新しい価値創造」に挑戦し続け、未来の繁栄を創る”ことを掲げ、持続可能で豊かな社会作りに貢献し続けてまいります。 また、社会の持続的な発展に向け、「サステナビリティ委員会」を設置し、グループ横断で環境保全活動・社会貢献活動に取り組み、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同を表明し、TCFD提言の枠組みに沿った情報開示をしています。 TCFD提言への対応 https://digital-holdings.co.jp/sustainability/tcfd グループ倫理行動規範、人権基本方針(人権ポリシー)、環境基本方針(環境ポリシー) https://digital-holdings.co.jp/sustainability/policy
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示について重要な経営課題と認識し、適時・正確・迅速な情報開示に努めております。株主様をはじめとするステークホルダーにとって重要だと判断される情報については法令に基づく開示以外にも当社ウェブサイト等への掲載等積極的に開示を行っております。
その他	< 人的資本・多様性に対する取組 > 当社グループは、企業価値創造の源泉が人材であると確信しています。人への投資を積極的に行うことが、当社グループのサービスの付加価値向上につながり、ひいてはパーパスの実現及び企業価値の向上につながるものと考えております。事業成長のエンジンの1つとして人的資本を位置づけ、多様な価値観と個の尊重に満ちた組織の実現に向けて、有効的な取り組みを策定し、従業員一人ひとりが挑戦しベストを尽くせるよう機会や環境、風土の変革を進めています。 < 人材育成方針 > すべての従業員が自律的に成長し続け、不確実性の高いビジネス環境下でも活躍できるよう、様々な人材育成プログラムを展開しています。それらを通して、女性、様々な経験を持つキャリア採用者など、従業員一人ひとりが最大限能力を発揮し、多様なキャリア形成や自立できる機会を提供できるように努めています。具体的には、次世代を担う経営者や事業変革人材の育成を目的とした人材育成プログラム「GE(グループエグゼクティブ)制度」や女性リーダーの育成・登用をテーマにした取り組みやキャリア支援を実施しています。 < 社内環境整備方針 > 従業員一人ひとりがチャレンジ精神を持ち、最大限のパフォーマンスを発揮できるように、中長期的に安心・安全を感じながら働き続けることができる社内環境を整備しています。具体的には、場所や時間に縛られない柔軟な働き方、多様な人材が活躍できるようなダイバーシティ推進、生活と仕事の両立を支援する施策に力を入れ、これらの取り組みを通して、従業員の健康及び安全の確保、働く環境の維持改善に努めています。具体的には、働く「場所」と「時間」にとらわれないハイブリッドワーク環境を提供し、その時々状況に応じ、高いパフォーマンスを発揮する働き方を選択することで、個人の成長と会社や組織の成長、双方の成長ドライバーとなる取り組みを目指しています。 < 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標 > 当社グループは、採用・評価について、年齢、国籍や性別等を考慮することなく行っております。現在、従業員の男女の比率は、男性比率54.3%、女性比率45.7%です。また、女性管理職比率は14.97%であり、まずは女性管理職比率30%を目指すため、次世代の女性リーダー育成を目指す独自プログラムを導入し進めております。今後もグループ全体で多様な人材の視点や価値観を活かし、当社の持続的な成長につなげてまいります。 人材の多様性や育成方針、各取り組みについては、当社ホームページに掲載しております。 https://digital-holdings.co.jp/sustainability https://digital-holdings.co.jp/company/diversity

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「グループ統一コンプライアンス規程」に基づき、グループコンプライアンス責任者の指揮命令の下に、当社コンプライアンス担当部門が研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うことで、当社及び当社子会社の取締役及び使用人のコンプライアンスの知識を高め、かつ尊重する意識の醸成を図っております。また、「グループ統一内部監査規程」に基づき、当社内部監査室が職務執行に関する定期監査を行うことで、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認しております。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
当社及び当社子会社の取締役は、重要な意思決定及び報告に係る情報に関して「グループ統一職務権限規程」、「グループ統一機密保持規程」、「グループ統一文書管理規程」等に基づき文書及び電磁的記録の作成、保存及び管理をしております。なお、当社子会社については、当社の監査等委員及び子会社の監査役が求めた場合、当該情報を閲覧可能な状態としております。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会において制定された「グループリスク管理基本方針」及び「グループ統一リスク管理規程」に基づきグループリスク統括者を中心とし、当社役員で構成されたグループリスク管理委員会を運営しており、当該委員会は、適宜グループリスク管理の状況を取締役会へ報告しております。当社子会社においても、「グループ統一リスク管理規程」に基づき、その規模及び特性等を踏まえ、損失の危険等の管理に係る体制を整備しております。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社は、「グループ統一財務経理規程」に則り事業計画を定め、会社として達成すべき業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするとともに、各部門に対しても、業績への責任を明確化し、業務効率の向上を図っております。また、経営上の重要な項目については「グループ統一職務権限規程」に則った審議及び決定を行うことで、業務の効率性を確保しております。
- (5) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ統一職務権限規程」に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行い、当社グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役及び執行役員と各子会社の取締役および執行役員が情報を交換し、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項
当社は、監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。
- (7) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査等委員会の意見を尊重しております。また、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に反して、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。
- (8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員長に報告をするための体制
当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがある場合又は取締役（監査等委員である取締役を除く）による違法もしくは不正な行為を発見した場合は、直ちに監査等委員長に報告することとしております。また、「グループ統一内部通報規程」に基づき、グループ内部通報窓口を設置し、不正行為、法令違反等に関する報告を当社の常勤の監査等委員に対して直接又は間接的に行う環境を整備するとともに、内部通報窓口の設置等により、当社グループ全体の不正・法令違反防止に向けコンプライアンス強化に努めております。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員長に対して報告を行った者及び内部通報を行った者に対し、当該報告又は通報を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知を徹底することにより、報告を行った者及び内部通報を行った者の保護に努めております。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の遂行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとしております。
- (11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査制度についての理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。また、代表取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査等委員に対し開催日程や内容等を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行するための体制を構築しております。
- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る法令、国が定める指針、社内規則等ルールを遵守し、有効な財務報告に係る内部統制を確保するために必要な行動基準、運用基準を明文化し、その維持改善に努めております。また、財務報告の信頼性に係るリスクを想定し、リスクの予防・発見・是正措置ができる体制を構築して運用しております。内部統制の状況評価を定期的に行い、業務改善を継続的に行い、全グループ役員職は社内教育および訓練を通じ、内部統制の有効性を維持、向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社子会社は、「グループコンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するにあたって必要な事項を定めた「グループ統一反社会的勢力の対応に関する規程」において、反社会的勢力（犯罪対策関係会議により制定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において定義される「反社会的勢力」をいいます。）との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求に

対しては、組織的に対応することとしております。また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、また弁護士等その他の外部の関係機関と密接な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を織り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

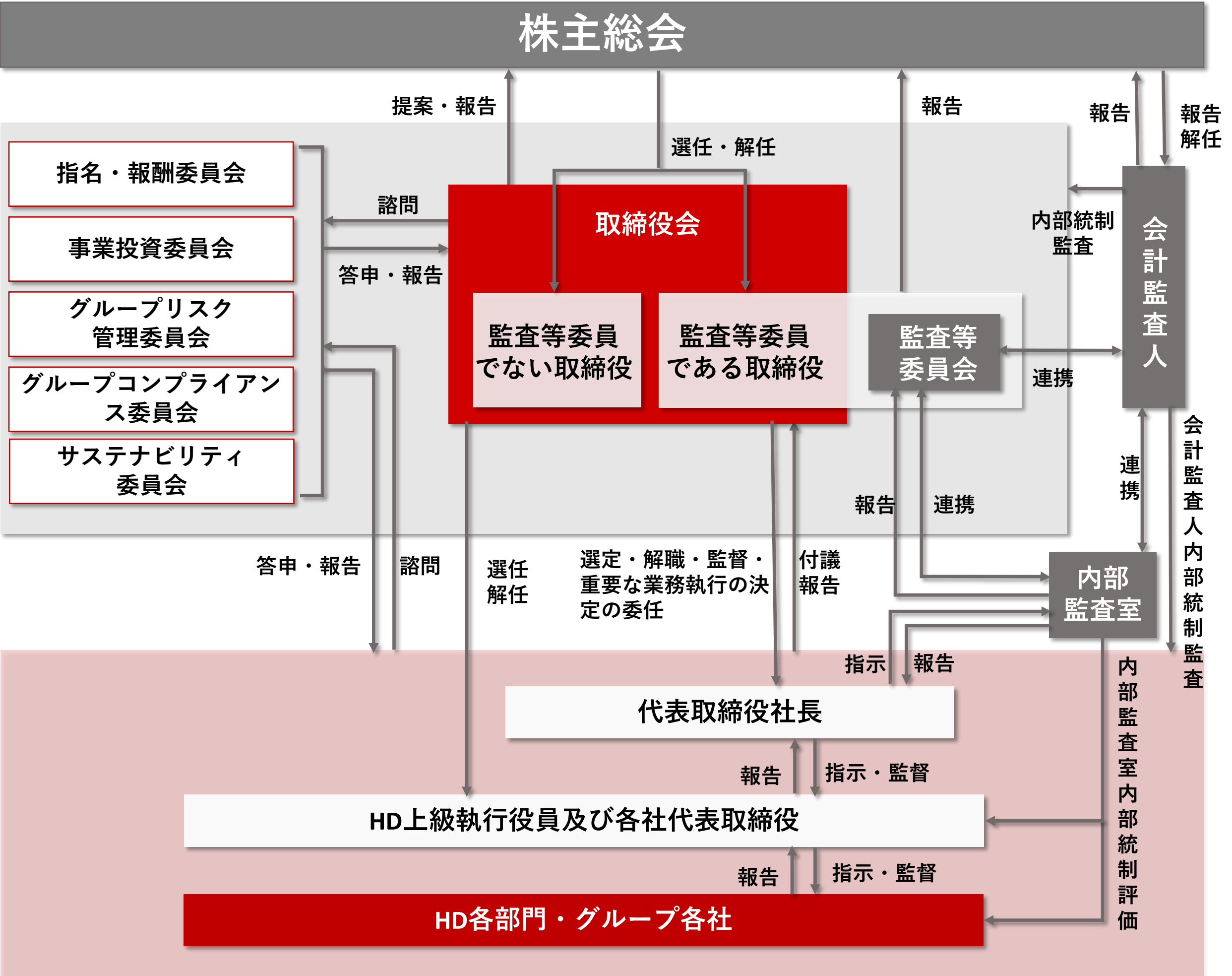
該当項目に関する補足説明

当社では現在、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループ各社と当社との情報連携、当社の取締役会での監督機能の充実化を継続的な課題としております。
今期は、当社グループ各社の取締役会での議論内容を当社の取締役会で連携し、監督機能の充実化を図ってまいります。
また、当社の取締役会の実効性評価で挙げられている取締役会の構成及び女性社内取締役登用の課題について、審議時間を増やし、取締役会の実効性を向上してまいります。

2025年4月1日～



発生事実、決定事実、決算情報、その他重要情報

